

特定農地貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に大口町が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施及び運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、大口町が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、区画数、現況地目、登記地目及び面積は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付期間は、年度を基準とし、1年間とする。ただし、期間の中途中で貸し付けるとき（以下「中途貸付」という。）は、残存期間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1区画当たり年間2,000円又は3,000円とする。ただし、中途貸付のときは、4半期割計算による賃料とする。
- (3) 貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、賃料を毎年4月30日までに大口町に支払うものとする。ただし、期間の中途中での借受者は、貸付けを受ける月の末日までに賃料を支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること
- (3) 貸付農地を転貸すること
- (4) 果樹等の永年性作物を栽培すること
- (5) 他の借受者及び周辺農地等に迷惑を及ぼすこと

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、「広報おおぐち」への掲載、チラシ又は

掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の20日前から10日間とするものとする。

(申込の方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、第5条第2項に規定する募集期間内に大口町へ申込書を提出しなければならないものとする。

2 前項の申込をできる者は、大口町内に住所を有する者とする。

(選考の方法)

第7条 大口町長は、第6条規定に基づき申込をした者の中から借受者を決定するものとする。

2 申込をした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により借受者を決定するものとする。この場合において、若干名の補欠者を順位を定めて決定するものとし、借受者が借受けの取消を申し出たとき又は貸付けを取り消されたときは、当該補欠者の中から補充するものとする。

3 大口町長は、借受者を決定した場合は、その旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理、運営等)

第8条 大口町は、貸付農地及び施設の適切な維持管理及び運営を図るため、管理人を設置することができる。

2 管理人は、次の業務を行う。

- (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示
- (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解除等)

第9条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解除することができる。

- (1) 借受者が貸付契約の解除を申し出たとき
- (2) 第4条第2項に掲げる行為をしたとき
- (3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき又は

第9条の規定による解約をしたときは、速やかに貸付農地を原状に復し、返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11条 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなったとき
- (2) 大口町長が相当な理由があると認めたとき

附 則

この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3号の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

農園名	所在	区画数	現況地目	登記地目	面積
余野B	大口町余野三丁目447番	16	畠	畠	370m ²
余野C	大口町余野六丁目207番	22	畠	雑種地	358m ²
	大口町余野六丁目221番		畠	雑種地	474m ²
上小口	大口町上小口一丁目119番1	16	畠	畠	422m ²
中小口	大口町城屋敷一丁目328番	4	畠	宅地	215m ²
下小口	大口町竹田二丁目219番	21	畠	畠	944m ²